

沿岸漁業改善資金

1. 制度の趣旨

沿岸漁業者等の経営や生活の改善、及び青年漁業者等の養成確保を図ることを助長するため、国と県で造成した財政資金を直接無利子で貸し付ける制度で昭和54年度から実施されたものです。(根拠法「沿岸漁業改善資金助成法」)

2. 借受資格者

ア. 沿岸漁業の従事者たる個人(20トン未満の漁船漁業者等)

イ. 中核的漁業者協業体(20トン未満の漁船漁業者等)

ウ. 沿岸漁業従事者の組織する生産組合

エ. " 漁業協同組合

オ. " 協業体(イ、ウ、エを除く)

カ. 沿岸漁業を営む会社

(注. ア、ウ、エ、オの従事者には沿岸漁業を営む者を含む)

キ. 認定中小企業者(農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって、同条第2項第2号ハに規定する措置を行う者をいう。)

ク. 促進事業者(六次産業化法第5条第1項の認定を受けた促進事業者であって同条第4項第3号に規定する措置を行う者をいう。)

※ 県税を完納していること。

3. 融資機関

県

4. 貸付対象

水産業普及指導センターの普及計画に基づいて、別表に掲げる設備を設置する場合、または行う事業。

5. 貸付条件

ア. 貸付率 事業費の100%以内とする。

イ. 貸付限度額 1借受者ごとの貸付金の合計額で2,800万円(中核的漁業者協業体にあっては5,000万円)以内とする。

ウ. 担保 連帯保証人(物的担保を徴する場合もある。)

エ. 貸付期間 別表のとおり

※保証人手続の改正について

平成29年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行されました。これに伴い、個人の方が連帯保証人となる場合には、次のような新しいルールが適用されます(原則)。

(1) 公証人による保証意思確認手続

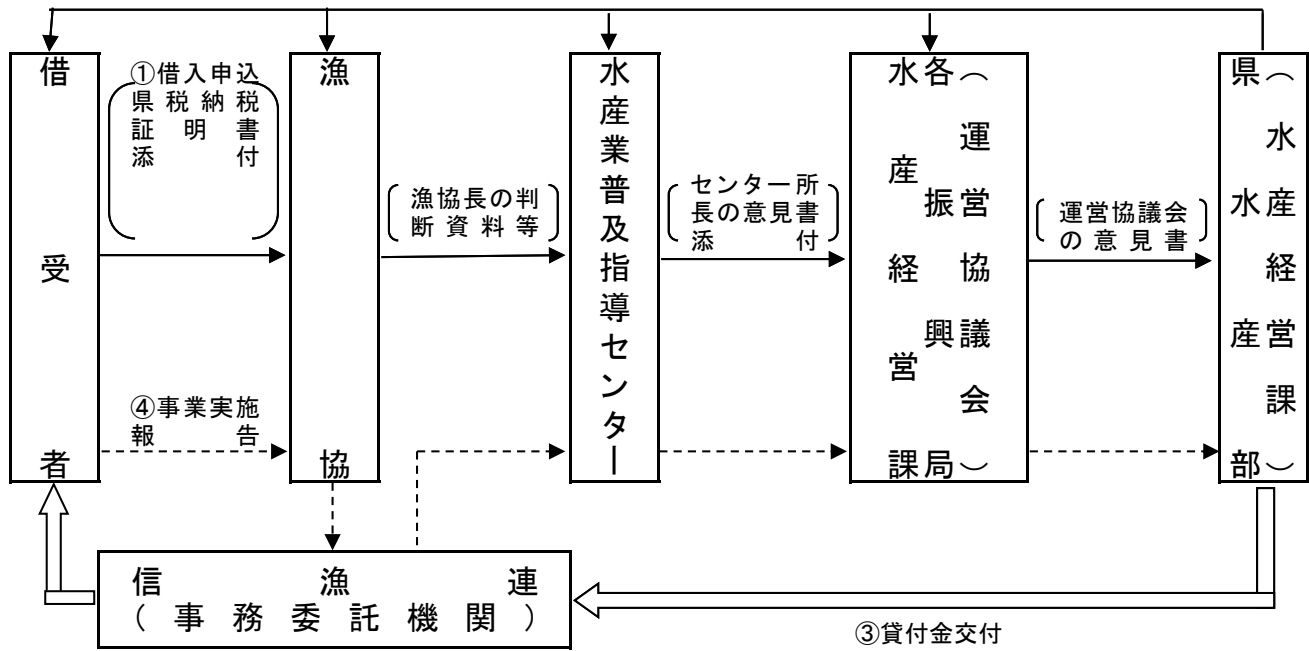
法人や個人事業主が事業用の融資を受ける際に、その事業に関与していない第三者が保証人になろうとする場合には、公証人による保証意思確認の手続を経なければなりません。この手続を経ないで締結した保証契約は無効となってしまいます。

(2) 保証人になることを主債務者が依頼する際の情報提供義務

事業のために負担する債務について保証人になることを他人に依頼する場合には、主債務者は、保証人になるかどうかの判断に資する情報として、主債務者の財務状況、他の債務の額や履行状況及び主債務に付される担保の有無について情報を提供しなければなりません。

6. 制度のしくみ

② 貸付決定通知



別表
(経営等改善資金)

資金の種類	貸付内容	基準	貸付限度額	償還期間 (年以内)	据置期間 (年以内)
(1) 操船作業省力化機器等設置資金	自動操だ装置	電動又は油圧、電子制御方式	1台 100万円	7 ※特例 9	1 ※特例 ア3 イ1 ウ3
	遠隔操縦装置	電動又は油圧	1台 50万円		
	レーダー	物標を3階調以上で電波法第4条の免許を受けたもの	1台 180万円		
	自動航跡記録装置	型式認定	1台 120万円		
	GPS受信機	型式認定	1台 130万円		
	サイドスラスタ	電動又は油圧、腐食及び漁網等の絡み防止対策を施したものの	1台 400万円		
			(合計で 500万円)		
(2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金	動力式つり機	型式認定	1件 500万円	7 ※特例 9	1 ※特例 ア3 イ1 ウ3
	揚縄機	型式認定	1台 120万円		
	揚網機	型式認定	1台 120万円		
	カラー魚群探知機	型式認定	1台 150万円		
	海水冷却装置	型式認定	1台 180万円		
	巻取りウインチ	型式認定	1台 500万円		
	放電式集魚灯	型式認定	1セット 200万円		
	漁業用クレーン	型式認定	1台 400万円		
	漁業用ソナー	型式認定	1台 500万円		
	漁獲物等処理装置	水揚げ、運搬及び選別並びに出荷前の一次処理のためのもので、処理作業の省力化が図られるもの(漁船及び車両を除く。)	1台 500万円		
	海水殺菌装置	漁獲物等への残留性及び悪影響がなく、漁船搭載の場合は振動等による破損防止対策が施されているもの	1台 300万円		
		(合計で 500万円)			
(3) 補機関等駆動機器等装置資金	補機関(動力取出装置付推進機関を含む)	冷態始動が可能(推進機関はディーゼルで外部軸受装置及びクラッチ付)	1台 400万円	7 ※特例 9	1 ※特例 ア3 イ1 ウ3
	油圧装置	安全弁を有すること、ディーゼル又は電動で駆動し、緩衝装置付	1台 500万円		
			(合計で 500万円)		
(4) 燃料油消費節減機器等設置資金	環境高度対応機関	型式認定	1台 2,400万円	7 ※特例 9	1 ※特例 ア3 イ1 ウ3
	定速装置	型式認定	1台 120万円		
	発光ダイオード式集魚灯	型式認定	1セット 1,300万円		
			(合計で 2,500万円)		

※償還期間・据置期間の沿岸漁業改善資金助成法の特例:

ア 農商工等連携促進法第14条 イ 農林漁業バイオ燃料法第10条 ウ 六次産業化法第11条

(経営等改善資金)

資金の種類	貸付内容	基準	貸付限度額	償還期間 (年以内)	左 の うち (年以内) 据置期間
(5) 新養殖技術導入資金	養殖施設、種苗購入又は生産、餌料の購入	農林水産大臣が定める基準に基づく魚種及び養殖技術	400万円	4 ※特例 5	2 ※特例 ア 3 イ 2 ウ 3
(6) 資源管理型漁業推進資金	農林水産大臣が定める基準に基づき水産資源の管理に関する取決めに締結して、水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金		1,200万円	10 ※特例 12	3 ※特例 ア 5 イ 3 ウ 5
(7) 環境対応型養殖業推進資金	農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めに締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金		2,000万円 (漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあっては、1,200万円)	10 ※特例 12	3 ※特例 ア 5 イ 3 ウ 5
(8) 乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すり	ストームレールの設置	50万円	5	1
	安全カバー装置	歯車等運動部の囲い	50万円		
	揚網機安全装置	揚網機に体を巻き込まれた際に、揚網機を緊急に停止させる等の装置を有する	40万円		
			(合計で 150万円)		
(9) 救命消防設備購入資金	救命胴衣	船舶安全法の型式承認を受け検定に合格したもの	10万円	2	—
	消化器				
	イーパブ		60万円		
	レーダートランスポンダ		65万円		
	小型漁船緊急連絡装置の購入費用	緊急時に自動又は手動により船舶名及び発生位置等の情報(信号)が漁船に搭載された無線機を通じて海岸局側の無線機に発信されるもの	130万円	5	—
		(合計で 130万円)			
(10) 漁船転覆防止機器等設置資金	漁獲物の横移動防止装置	小型漁船安全規則の規定に基づく	30万円	5	1
	甲板下の魚そう設置	甲板上の魚そうを甲板下に設置する改造	100万円		
			(合計で 150万円)		
(11) 漁船衝突防止機器等購入資金	レーダー反射器	有効反射面積10㎡以上	40万円	5	—
	無線電話	船舶局のみ(1W~5W)	40万円		
			(合計で 120万円)		
(12) 漁具損壊防止機器等購入資金	灯火付ブイ	2海里離れた所から視認できること	個人 70万円	5	—
	レーダー反射器付ブイ	有効反射面積2㎡以上	法人 130万円		
(13) エアー方式投餌機設置資金	エアー方式投餌機	圧縮空気を用いて速度調整可能	250万円	5	1

※償還期間・据置期間の沿岸漁業改善資金助成法の特例:

ア 農商工等連携促進法第14条 イ 農林漁業バイオ燃料法第10条 ウ 六次産業化法第11条

(生活改善資金)

資金の種類	貸付内容	基準	貸付限度額	償還期間 (年以内)	据置期間 (年以内) 左のうち
(1) 生活合理化設備資金	し尿浄化装置、改良便所		30万円	3	-
	自家用給排水施設 (動力ポンプを除く)		10万円	2	-
	太陽熱利用温水装置		10万円		
(2) 住居利用方式改善資金	居室		150万円	7	-
	炊事施設				
	衛生施設				
	家事室				
(3) 婦人高齢者活動資金	機器等、生産活動に用いる費用	共同で行うもの	80万円	3	-

(青年漁業者等養成確保資金)

資金の種類	貸付内容	基準	貸付限度額	償還期間 (年以内)	据置期間 (年以内) 左のうち
(1) 研修教育資金	研修受講費用 (旅費等)	農林水産大臣が定める基準に基づく	国内 180万円	5	1
			国外 100万円		
			(合計で 180万円)		
(2) 高度経営技術習得資金	近代的な経営方法又は技術の習得に必要な費用	農林水産大臣が定める基準に基づく	150万円	5	-
(3) 漁業経営開始資金	近代的な沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用	農林水産大臣が定める基準に基づく	2,000万円 〔中核的漁業者協業体 にあつては5,000万円 区分された沿岸漁業 部門の経営の開始に あつては800万円〕	10 ※特例 12	3

※償還期間の沿岸漁業改善資金助成法の特例: 農林漁業バイオ燃料法第10条